

埼玉県東松山警察署告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により
確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月7日

埼玉県東松山警察署長 新井 寛治

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コアズ 埼玉支社

(2) 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目16番地2

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

埼玉県東松山警察署の管轄区域

(2) 期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日